○関東地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十二号	甲府市上石田一丁目四三〇番三から同市上石田一丁目八八番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十六日

○関東地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
草加市新善町字甚蔵一五五番一地先から春日部市水角字古川一二二六番一まで	前	BA 二一・〇〇～一一・二六～一二四・四〇〇メートル 五七・〇〇～六・五二一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 二一・〇〇～一一・二六～一二四・四〇〇メートル 一四・〇二〇キロメートル～六・五二一	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○中国地方整備局告示第四十五号

平成十四年中国地方整備局告示第二十四号及び平成十八年中国地方整備局告示第五十九号により定めた斐伊川水系斐伊川、宍道湖、大橋川、中海及び境水道）・神戸川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中国地方整備局及び出雲河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

中国地方整備局長　戸田　和彦

○四国地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	四万十市荒川字土居森一〇〇一番一から同市荒川字丁ダ九八七番一まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十六日

○四国地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
徳島県海部郡牟岐町大字川長字関一六〇番二から同町大字中村字大谷二二六番一まで	前	BA 七・五三～六〇・九八メートル 八・六六～六四・一〇	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BC 七・五三～六〇・九八メートル 八・六六～六四・一〇 二・六四五キロメートル 〇・九七四 一・二二九	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
霧島市国分上之段字片城二五六〇番五から同市国分上之段字片城二五六八番一一まで	前	一一・三六～一六・三九メートル 一三・〇九～一九・五七
	後	〇〇・八〇一キロメートル 〇・八〇一

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鹿児島市和田二丁目四二二〇番二から同市和田二丁目八番一四まで	前	一〇・一〇～三〇・七四メートル
	後	一五・六四～三五・八六 〇〇・二九六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十六日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	行橋市大字道場寺字迫田一四三九番六九から同市大字道場寺字小堤一四〇九番五まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十六日